

小学校入学前の手続き

◎就学時健康診断

新入学児童は、入学する前年の10～11月に入学予定の小学校で健康診断を行います。

日時等は対象者に個別に通知します。

●問合せ

保健給食課 ☎22-2443

◎入学通知書

新入学児童の保護者の方に、入学期日と入学する学校をお知らせする入学通知書を、1月末日までに送付します。

※通知が届かない、内容に誤りがある、国立や私立の小学校に入学するときは学校教育課へご連絡ください。

●問合せ

学校教育課 ☎25-5228

<秩父市立小学校一覧>

学校名	住所	電話番号
秩父第一小	上宮地町36-11	22-0003
花の木小	上町2-21-37	22-0607
西小	金室町9-46	22-0221
南小	野坂町2-14-29	22-1299
尾田蒔小	寺尾2375	23-9123
原谷小	大野原2991	22-0844
久那小	久那2183-1	22-1530
高篠小	山田2619	22-0659
大田小	太田1661	62-0651
影森小	下影森1104	22-0779
吉田小	下吉田3833	77-0014
荒川東小	荒川上田野1755	54-1009
荒川西小	荒川贄川840	54-0004

給食費・学用品などの援助

◎就学援助制度

経済的な理由により、学校で必要な費用にお困りの方に学用品費、給食費、修学旅行費などの費用の一部を市が援助します。

●対象者

- ・当該年度またはその前年度に生活保護の停止、または廃止となった世帯
- ・市町村民税が非課税である世帯
- ・児童扶養手当を受給している世帯
- ・その他就学に必要な費用の負担が著しく困難である世帯

●申請方法

児童生徒が通学している小・中学校から申請書を受け取り、必要事項を記入して学校へ提出してください。

●問合せ

学校教育課 ☎25-5228

◎子育て学校給食支援事業

秩父市立学校以外の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校給食費の一部を補助します。申請方法等、詳しくはお問い合わせください。

なお、秩父市立学校の児童生徒につきましては、令和6年度から学校給食費の減額制度が適用されるため、この補助金の対象外となります。

●補助金額

- ・小学生 年額29,700円を上限
- ・中学生 年額35,400円を上限

●問合せ

保健給食課 ☎22-2443

<秩父市立中学校一覧>

学校名	住所	電話番号
秩父第一中	滝の上町9-22	22-1142
秩父第二中	上町3-13-48	22-0646
尾田蒔中	寺尾2006	23-9234
高篠中	山田2647	22-0685
大田中	太田1661	62-0051
影森中	上影森53	22-0778
吉田中	下吉田6402	77-0015
荒川中	荒川日野23	54-1010

放課後や学校休業日の 児童の居場所づくり事業

◎入学準備品(ランドセル)購入補助金 交付制度

小学校等に入学する児童に必要な入学準備品(ランドセル)を購入する保護者の経済的負担の軽減及び所得格差の是正を図り、児童の健全な育成のため、小学校へ入学する児童の保護者へランドセル購入費用を交付します。

●補助対象者

秩父市内に住所を有する、翌年度に秩父市立の小学校、もしくは、埼玉県立特別支援学校の小学部に入学を予定する児童の保護者

●補助経費

秩父郡市内のランドセル販売店で購入したランドセル1個の購入費(上限5万円)

●申請方法

対象の保護者へ郵送した、補助金交付申請書兼請求書に必要書類を添えて、学校教育課へ提出してください。

●問合せ

学校教育課 ☎25-5228

◎学童保育室

学童保育室は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する施設です。市内には公立15か所、私立7か所の学童保育室があります。

●対象者

秩父市立学童保育室条例第6条で定めている入室基準を満たす小学1～6年生までの児童

●休室日

日曜日、祝日、年末年始、伝統文化に親しむ日、その他市長が特に必要と認めた日

●利用時間

・月～金曜日 放課後～18:45
・土曜日、県民の日、
春・夏・冬の学校休業中 7:45～18:45

●保育料

学童1人につき月額4,200円

●申込

学童保育室入室申請書等の提出が必要となります。随時、申請を受け付けますが、原則として入室希望月の前月15日までに申込をされるようお願いいたします。

●問合せ

学校教育課 ☎25-5228

<市立学童保育室一覧>

学童保育室名	電話番号	定員
花の木第一学童保育室	22-8333	60人
花の木第二学童保育室	24-8583	40人
西第一学童保育室	23-5792	60人
西第二学童保育室	24-2780	40人
宮地学童保育室	23-3900	50人
影森学童保育室	25-2230	50人
ぶこう学童保育室	24-8773	50人
高篠第一学童保育室	22-5715	60人
高篠第二学童保育室	24-5735	40人
南学童保育室	25-0287	60人
尾田蒔学童保育室	24-7521	50人
久那学童保育室	23-0033	30人
大田学童保育室	62-3956	30人
吉田学童保育室	77-2777	70人
荒川学童保育室	54-1120	50人

【私立学童保育室】

<原谷学童クラブ・原谷第三学童クラブ>

●利用時間

・月～金曜日 放課後～19:00
・土曜日 8:00～19:00
・県民の日、振替(学校行事等)、
春・夏・冬の学校休業中 7:30～19:00

●保育料

・1～4年生 月額6,500円
おやつ代及び施設維持費等、別途かかります
・5～6年生 月額5,500円
おやつ代及び施設維持費等、別途かかります
※公立と私立の学童保育室保育料の差額相当分を補助する「私立学童保育室保育料補助金」があります。

詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

●問合せ・申込

直接、原谷学童クラブにお申し込みください。

☎23-0774または26-6672

(時間により留守電対応)

<かみたのキッズクラブ(秩父市荒川)>

●利用時間

- ・月～金曜日 放課後～18:45
- ・土曜日 7:45～18:45
- ・県民の日、振替(学校行事等)、
春・夏・冬の学校休業中 7:45～18:45

●保育料

- ・1～4年生 月額6,500円(おやつ代別途)
- ・5～6年生 月額5,500円(おやつ代別途)
- ・共通 年間用品代2,000円

※公立と私立の学童保育室保育料の差額相当分を補助する

「私立学童保育室保育料補助金」があります。

詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

●その他

- ・影森小・荒川西小への迎えバス運行
- ・各種課外教室あり
(ピアノ、英語、習字、サッカー、算数(小4～))
- ・長期休業中、給食提供あり(おかずのみ、別途料金)

●問合せ・申込

直接、かみたのこども園にお申し込みください。

☎54-0062(かみたのこども園)または26-7040
(かみたのキッズクラブ、時間により留守電対応)

<こもれびキッズクラブ(秩父市影森)>

●利用時間

- ・月～金曜日 放課後～18:45
- ・土曜日 7:45～18:45
- ・県民の日、振替(学校行事等)、
春・夏・冬の学校休業中 7:45～18:45

●保育料

- ・1～4年生 月額6,500円
(おやつ代別途 月額2,500円)
- ・5～6年生 月額5,500円
(おやつ代別途 月額2,500円)
- ・共通 年間用品代2,000円

※公立と私立の学童保育室保育料の差額相当分を補助する

「私立学童保育室保育料補助金」があります。

詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

●その他

- ・各種課外教室あり 希望者のみ有料
(ピアノ、算数(小1～))
- ・希望者には長期休業中のお弁当の販売あり
(新1年生は、夏季休業より販売開始)

●問合せ・申込

直接、こもれびの森保育園にお申し込みください。

☎26-7991(こもれびの森保育園)または26-623
9(時間により留守電対応)

<大畑アフタースクール>

●利用時間

- ・月～金曜日 放課後～18:45
- ・土曜日 7:30～18:45
- ・県民の日、振替(学校行事等)、
春・夏・冬の学校休業中 7:30～18:45

●保育料

月額10,000円

[内訳]

保育料 6,500円、教材費・施設維持費 1,000円
おやつ代 2,500円

※公立と私立の学童保育室保育料の差額相当分を補助する

「私立学童保育室保育料補助金」があります。

詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

●その他

- ・西小、原谷小への迎えバスの運行
- ・各種課外教室あり(希望者のみ有料)

●問合せ・申込

直接、学校法人光学園(大畑こども園)にお申し込みください。

☎24-8221(大畑こども園)

<学童・寺子屋十三番>

●利用時間

- ・月～金曜日 放課後～18:35
- ・土曜日 7:30～18:30
- ・県民の日、振替(学校行事等)、
春・夏・冬の学校休業中 7:30～18:30

●保育料

6,500円、施設設備費1,000円、
おやつ代2,000円

※公立と私立の学童保育室保育料の差額相当分を補助する

「私立学童保育室保育料補助金」があります。

詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

●その他

- ・影森小への迎えバスの運行

●問合せ・申込

直接、学校法人弘道学園(秩父こども園)にお申し込みください。

秩父こども園本園 下宮地町17-6 ☎22-1385
秩父こども園分園 東町26-7 ☎26-7750

奨学金制度

◎奨学金制度

高等学校、専門学校、各種学校、大学等に入学が決定した方及び在学中の方に「奨学金」、大学に入学が決定した学生の保護者の方に「入学準備金」の貸付を行います。

	対象及び貸付額 ※いずれも無利子です。	振込 時期	償還 期間	借受者
武山育英資金	・高校生(月額1万円以内) ・大学生(月額5万円以内) ※短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く。	6か月分をまとめて振込 正規の就学期間内において、毎年5月と10月に	翌月から10年以内	学生または生徒
高山奨学資金	・専門学校生等 (月額4万円以内) ※准看護学校・看護学校・専修学校・各種学校生・修業年限2年以上		翌月から8年以内	学生
奨学資金	・高校生(月額2万円以内) ・大学生(月額4万円以内) ※短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く。		翌月から10年以内	学生または生徒
入学準備金	・大学生 (一時金100万円以内) ※短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く。		入学前2月頃	から4年以内 左記振込年の10月

●対象者 (武山育英資金・高山奨学資金については2以上在住)

- ①保護者が市内にお住まいの方
- ②入学が決定した学生の保護者で入学準備金の調達が困難である方(基準による)、または学資の支出が困難である学生あるいは生徒(基準による)
- ③入学準備金、または奨学金に相当する他の費用、または学資の貸付を受けていない方
- ④保護者が市税を滞納していない方
- ⑤保証人(市内在住の20～59歳)を得られる方

●申請方法

学校教育課にある申請書に必要書類を添えて、「入学準備金」は1月中旬頃までに、「奨学金」は2～3月中に提出してください。

●問合せ

学校教育課 ☎25-5228

安定した自立生活のために 低利子・無利子で資金を貸付

◎生活福祉資金(教育支援費)

生活福祉資金制度とは、安定した自立生活を営めるように、民生委員や社会福祉協議会を通じて、低利子や無利子で資金の貸付を行う制度です。

●内容

①教育支援費

…高等学校、短期大学(専修学校の専門課程を含む)、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費

※その他該当する学校がありますのでご相談ください。

②就学支度費

…上記学校への入学に際し必要な経費

	学校種別及び 貸付限度額	据置 期間	償還 期間	備考
教育支援費	・高校(月額3万5千円以内) ※専修学校高等課程を含む。	卒業後6か月以内	20年以内	無利子(母子及び父子並びに寡婦福祉資金、日本学生支援機構等の奨学金等の利用が優先されます)
	・高専(月額6万円以内)			
	・短大(月額6万円以内) ※専修学校専門課程を含む。			
	・大学(月額6万5千円以内) ※専門職大学を含む			
支度金	就学支度金(50万円以内)			

●対象者

一定の所得以下(低所得世帯)の世帯で、この制度を利用することによって自立が見込める世帯。

●留意点

- ・就学する本人が申込者・世帯の生計中心者が連帯借受人となります。
- ・本貸付より優先してご利用いただく奨学金(他制度)があります。
- ・貸付には審査があります。

●問合せ

秩父市社会福祉協議会 ☎22-1514

その他の支援

子育て支援課 ☎26-6535

埼玉県の支援

◎パパ・ママ応援ショップ子育て家庭優待制度

埼玉県内の協賛店で優待カードを提示すると、協賛店舗で割引等のサービスが受けられます。

優待カードは、保育子ども課、各総合支所市民福祉課、各保健センター、下郷児童館で配布しています。

また、埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」を友だち追加し、利用者情報を入力することで、優待カードを表示できるようになりました。ぜひご利用ください。

●対象者

18歳までのお子さんまたは妊娠中の人がいる家庭

●問合せ

子育て支援課（下郷児童館2階） ☎26-6535

※全国の協賛店でもお使いいただけます。

※県外で利用できる協賛店は、「全国共通ロゴマーク」が目印です。



協賛店検索
(埼玉県結婚・妊娠・出産・
子育て応援公式サイト)



県LINE公式アカウント
(埼玉県庁)

子どもの居場所 づくりの支援

◎子どもの居場所づくり交付金

子どもたちが、地域の中で安全で安心して過ごせる居場所づくり(こども食堂)を実施する団体へ交付金を交付し、事業の実施を応援します。

●対象事業の要件

- ①秩父市内に住所を有し、原則として15歳以下の方を対象とすること。
- ②毎月1回以上、1回あたり2時間以上行うこと(1年以上継続して事業を実施する見込みがあること)。
- ③毎回食事を提供すること(衛生上必要な措置を講じること)。
- ④営利を目的とするものでないこと。
- ⑤子どもや保護者の生活相談に応じること。
- ⑥政治的又は宗教的活動に関するものでないこと。
- ⑦同事業に対して、市から別の補助を受けていないこと等。

●交付金の種類

- ◎開設経費交付金
- ◎運営経費交付金

●問合せ

応募方法及び申請書類等の詳細については、子育て支援課(下郷児童館2階) ☎26-6535



子育てハンドブック

令和6年6月 発行

編集・発行 秩父市福祉部子育て支援課

〒368-0016 秩父市阿保町9-28

(下郷児童館2階)

電話 26-6535(直通)